

平成28年(2016年)2月 1日

報道各社様

西宮市消防局総務部

職員の懲戒処分について

みだしのことについて、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

所属	職名・年齢	処分日	処分内容	処分理由
瓦木消防署 甲東分署	消防士長 (44歳)	H28. 2. 1	停職 1月	地方公務員法 第29条(懲戒) 第33条(信用失墜行為の禁止)

【事件の概要】

平成27年8月23日(日)の救急出動において、病院搬送の際、上記職員が傷病者の家族から聴取した個人情報を、自身の携帯電話に登録し、6日後に傷病者の家族あてメールを送信した。

10月7日(水)、救急搬送された傷病者の家族の知人と名乗る男性から、「救急隊員が傷病者の家族に対し、一方的にメールを送っている。」とのメールの投稿があったため、出動隊員3名に事実の有無を確認したところ、上記職員がメール送信の事実を認めたものである。

【管理監督者の処分について】

瓦木消防署甲東分署長	所属長による口頭厳重注意
瓦木消防署甲東分署警防第2係長	所属長による口頭注意
瓦木消防署甲東分署消防主任	所属長による口頭注意

以上

問合せ先：消防局総務部総務課

電話(代表) 0798-26-0119